

# 食品産業H A C C P等普及促進事業（新規）

【食品産業H A C C P等普及促進事業 150（0）百万円】

## 対策のポイント

人材育成等を通じて、H A C C Pなどの品質・衛生管理手法の積極的な導入を促進します。

### （H A C C P手法とは）

- ・ H A C C P手法とは、食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法です。
- ・ H A C C P手法を導入する際、施設整備に対する金融面等における支援措置を講じることを目的として、平成10年に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（平成10年法律第59号）（通称：H A C C P手法支援法）が制定されています。

## 政策目標

食品製造業におけるH A C C P手法を導入する事業者の増加

### <内容>

#### H A C C P手法導入促進のための人材育成等

H A C C P手法の導入の遅れている中小食品企業を中心に、GMP（H A C C P手法導入の前提となる基本的な衛生管理）研修会を開催するとともに、H A C C P手法の導入を検討している企業に対して、セミナーの開催や現場責任者・指導者養成のための実践的な研修等を行います。

また、H A C C P手法を導入している企業を中心に、H A C C Pと社内管理体制を一体的に確保する食品の全社的な品質管理体制づくりを推進するため、I S O 2 2 0 0 0などに関するシンポジウムの開催等により普及啓発を行います。

【定 額】

【食品産業H A C C P等普及促進事業 150（0）百万円】

### <事業実施主体>

民間団体等

### <事業実施期間>

平成20年度～平成24年度

[担当課：総合食料局食品産業企画課（03-3502-5743（直））]